日本カント協会第 45 回学会
（オンライン開催）

2020 年 11 月 14 日（土）

日本カント協会

第 45 回学会(オンライン開催)プログラム

日時：2020 年 11 月 14 日（土）

場所：新型コロナウィルス感染症対策のため、今学会は全ての催しをオンラインで行います。

※今学会は全ての催しをオンラインで行うため、ご参加にあたりましては事前の参加登録が必要です。本プログラム 20 頁以降の「日本カント協会オンライン学会参加の手引き」をお読みのうえ、期日までにご登録をお済ませくださいますようお願いいたします。

※今学会では、昼時の時間を利用した研究交流会は実施致しません。予めご承知おきください。

I.　9:30-13:10　一般研究発表（ルーム A・B・C）

（時間割：⓪9:30-9:35、①9:35-10:25、②10:30-11:20、③11:25-12:15、④12:20-13:10）

ルーム A　司会：長田 蔵人（発表①②③）

⓪　参加方法の説明 （事務局より）

①　五十嵐 涼介：無限判断の論理形式

②　道下 拓哉：超越論的反省の再構成：「注意」作用に着目して

③　檜垣 良成：カントの「意志の自由」概念――『新解明』から宗教論へ――

ルーム B　司会：田中 綾乃（発表①②）・小谷 英生（発表③④）

⓪　参加方法の説明（事務局より）

①　尾崎 賛美：カントにおける自己認識論――自己意識論との関連から――

②　山蔦 真之：ヘーゲルのカント批判を再考する――知的直観と哲学の方法――

③　岩本 智孝：カッシーラーはどのような観念論者か――『シンボル形式の哲学』を中心に――

④　田渕 舜也：価値哲学と政治思想史研究――南原繁、丸山眞男、福田歓一――

ルーム C　司会：田原 彰太郎（発表①②③）

⓪　参加方法の説明（事務局より）

①　柳田 詩織：カントにおける道徳法則の位置づけについて

②　中野 愛理：カントの神聖性概念の再検討

③　森　良太：カント哲学における道徳的〔自己分岐〕の諸相

――Beispiel 概念の二義的使用法を追跡しつつ――

II.　13:45-14:40　総会（ルーム A）

※開始 5 分程度を用いて、参加方法の説明を行います。

ルーム A　総会

III.　14:45-16:15　共同討議 1・2（ルーム A・B）

※開始 5 分程度を用いて、参加方法の説明を行います。

ルーム A　共同討議 1：カント政治哲学における法と倫理（司会：寺田 俊郎）

提題者　石田 京子：カントにおける市民の有徳さと国家

提題者　斎藤 拓也：普遍性と党派性――カントがパトリオティズムについて語るとき

ルーム B　共同討議 2：カントと初期ドイツ観念論（司会：御子柴 善之）

提題者　田端 信廣（ゲスト）：「批判哲学」と「超越論的観念論」の連続性と不連続性

提題者　内田 浩明：批判と体系：カントと初期ドイツ観念論の差異

IV.　16:20-19:20　シンポジウム（ルーム A）

※開始 5 分程度を用いて、参加方法の説明を行います。

ルーム A　シンポジウム：近代日本とカント哲学（司会：菅沢 龍文）

提題者　大橋 容一郎：認識論と論理学――認識の論理に関する近代日本哲学の多様性

提題者　平山 洋：日本におけるカント受容第三の経路

提題者　宮島 光志：桑木厳翼とカント哲学――「復興の哲學」（1924 年）再読――

無限判断の論理形式

五十嵐 涼介（日本学術振興会特別研究員 PD／東京都立大学）

カントの無限判断は、判断の質の一つであり、いわゆる述語否定を意味しているとされる。この簡潔な特徴づけに反して（あるいはそれが簡潔すぎるが故に）、無限判断は従来より様々な問題圏において論争の的となってきた。本発表では、無限判断に関する諸問題のうち、無限判断がどのような論理形式を持つ判断であり、またいかにして否定判断（および肯定判断）から区別されるのか、という問題を中心的に扱う。

Siebal (2017) によると、これまでに提出された無限判断の論理形式についての解釈は、主に以下の３つのタイプに大別できる。

(1) 存在措定による解釈
(2) 整合性措定による解釈
(3) 領域制限による解釈

これらの解釈はすべて、肯定・否定・無限判断のそれぞれに対して、現代の論理学の観点から意味論的解釈を与え、それによって無限判断の論理形式を特徴づけるというものになっている。これに対して Siebel は、無限判断の解釈が満たさなければならない条件を列挙した上で（「６つのテスト」）、上述の解釈はすべて、これらの条件のいずれかに反するという意味で非妥当である、という破壊的な結論を提出した。本発表の目的は、この Siebel の結論を踏まえた上で、無限判断の論理形式の解釈としてより妥当であると考えられるものを提出することである。

本発表の前半では、上述の諸解釈はすべて、ある共通のドグマに基づいており、これを棄却することによって、Siebel が提出した条件をすべて満たすような解釈を与えることができることを論じる。そのドグマとは、「カントの無限判断には、統一的な意味論的解釈を与えることができる」という前提である。続いて後半では、本発表の解釈と解釈(1)-(3)の間の関係を明確化し、また本発表の解釈がカントの無限判断論についての統一的な理解を与えるということを論じる。

本発表が提出する解釈を具体的に述べると以下のようになる。まず、肯定・否定・無限判断は、第一義的には以下のように構文論的・図式的に特徴づけられる。

肯定判断　－　主語と述語の結合を表す
否定判断　－　主語と述語の非結合を表す
無限判断　－　主語と反対の述語の結合を表す

ここで注意すべき点は、これらの特徴付けはあくまで、主語と述語の間の構文論的な関係性に関するものであり、主語・述語・結合といった概念が具体的に何を意味するのかについては何も主張していないという点である。さらに、無限判断と否定判断は、単称肯定判断との関係において、以下のように区別される。

単称否定判断　－　単称肯定判断と矛盾対立を成す
単称無限判断　－　単称肯定判断と大反対対立を成す

この性質もまた、判断の具体的な「意味」には関わらない構文論的な特徴づけであるという点に注意されたい。以上の２つの特徴づけは相互補完的な仕方で、無限判断の論理形式を表していると考えられる

文献

Siebal, M. (2017). “Kant on Infinite and Negative Judgements: Three Interpretations, Six Tests, No Clear Result,” *Topoi*, 39, (3): 699-713.

The Logical Form of Kant’s Infinite Judgement

日本カント協会第 45 回学会
一般研究発表（ルーム A）

超越論的反省の再構成：「注意」作用に着目して

道下 拓哉（早稲田大学）

「超越論的反省（transzendentale Überlegung）」という働きは、『純粋理性批判』「超越論的分析論」の付録「超越論的悟性使用と経験的悟性使用を混同することにより生じる反省概念の多義性について」（以下「多義性」章）で論じられるものである。この働きの内実を端的にまとめれば〈私のもつ表象が属している認識力へ意識を向け、その表象が感性に属するか、純粋悟性に属するかを識別すること〉となる（vgl. A261/B317）。

この働きがその内に含む〈認識力へ意識を向ける〉という契機については多くの解釈者が、『純粋理性批判』における「感性」と「悟性」の「超越論的区別」（A44/B61）の根拠であると指摘してきた（例えば Prauss[1971]、Marques[2008]、Balanovskiy[2013]）。だがその一方で、この働きの内実（いかなる能力がいかなる仕方で、これを行うのか）の説明が不明瞭であることもつとに指摘されている（例えば大橋[1982]、Malter[1982]、de Boer[2010]）。前者の議論は『純粋理性批判』という営みの基礎に関わるものであり極めて重要であるが、後者の議論が不十分なままでは、前者の議論は根無し草に留まることになる。

とはいえ「超越論的反省」を再構成しようとする研究が全くないわけでない。例えば Zinkin[2008]は、この働きを『判断力批判』で論じられる「反省的判断力」を参照して再構成することを試み、この働きの原理に快・不快の感情を据える。この解釈の当否はひとまず措くが、一般にある著作で論じられた概念は、第一にその著作の枠組みの中で理解する道を探るのが、本来の筋道である。それゆえ本発表では、『純粋理性批判』の枠組みを用いて、この働きを再構成する。

本発表が「超越論的反省」という働きを再構成するにあたり着目するのは「注意（attentio/Aufmerksamkeit）」という作用である。なるほど、確かにカントは「多義性」章の中で「反省」と「注意」作用との関係を論じてはいない（発表者は、まさにこの点こそ「超越論的反省」の説明が不明瞭となっている原因と考える）。しかし「注意」作用は、「反省」を論じるための不可欠の契機である。なぜなら〈私のもつ表象が…感性に属するか、純粋悟性に属するかを識別すること〉は〈自らの表象を意識すること〉（カントはまさにこの事態を「注意」と呼ぶ）なくしては不可能であるからだ。よって本発表は「注意」作用に着目することで、『純粋理性批判』では十分に語られることのなかった「超越論的反省」という働きの再構成を試みる。

Reconstruction of Transcendental Reflection: Focusing on the Act “Attention”

日本カント協会第 45 回学会
一般研究発表（ルーム A）

カントの「意志の自由」概念
──『新解明』から宗教論へ──

檜垣 良成（筑波大学）

カントは最初期の『形而上学的認識の第一諸原理の新解明』（1755）において、ライプニッツやヴォルフ学派の「必然性の区別」による自由論を批判しながらも、充足根拠律（カントにあっては「規定根拠律」）と人間の自由意志との両立を説き、「最善なるものの表象と合致するように規定された」「内的原理から発する行為」（自発性）（I 402）を「自由」と見なした。通説によれば、この後、カントは第三アンチノミーの問題に気づいて、単なる「自発性」ではない宇宙論的に解釈された「絶対的自発性」としての「超越論的自由」に思い至り、かつての自身の思想を乗り越えたとされる。『純粋理性の批判』（1781）において、「この自由の超越論的理念に自由の実践的概念は基づいており、……超越論的自由の廃棄は同時にあらゆる実践的自由を根絶するであろう」（A533f./B561f.）と言われる。さらに『単なる理性の限界内の宗教』（1793）においては、「格率のうちへインセンティブ（Triebfeder）を採り入れる」（Vgl. VI 23）という形で「絶対的自発性」としての自由に中身が与えられたと言われることもある。

しかし他方において、カントは「自由な意志と道徳的法則のもとにある意志とは同一である」（IV 447）とも言っており、ここから、道徳法則に従う意志のみが自由なのか、そうであるのなら、悪しき行為は自由な行為ではないので、責任を問うことができなくなるのではないか、そうした主張は「超越論的自由」の探求と齟齬があるのではないか、といった疑問も提出されうる。それは、「意志の自律」というカント実践哲学の根本思想は本当に「超越論的自由」の問題提起と整合的なのかという問題でもある。

発表者は、カントが「自由」という言葉を「選択できる」という意味では使用していないということを文献学的に確認してきたが、今回、彼が考えている「意志の自由」ということの積極的な意味に迫る試みを一歩進めたいと思っている。そのために、まず「超越論的自由」という概念の射程の確認を行ないたい。それは、第三アンチノミーの議論でカントが自由に関して明らかにしたかったことはどこまでなのかという問題を、神の意志との対比において検討することである。そして、「道徳法則のもとにある意志」の自由は「実践的自由」であると思われるが、この自由の前提となっている道徳法則というものを、神にとって道徳法則とはどのようなものであるかという問題とともに再検討し、「実践的自由」の実態に迫りたい。その上で、宗教論で示唆される、可知的なレベルでの人間の行ないについて、若干の仮説を提示したい。

最初期から晩年にいたるカントの思想展開には疑いの余地なく深まりがある。しかし、そこに太い一本の線も見いだされるのではないだろうか。

Kants Begriff der Freiheit des Willens
–Von der *Nova dilucidatio* bis zur *Religionsschrift*–

日本カント協会第 45 回学会
一般研究発表（ルーム B）

カントにおける自己認識論──自己意識論との連関から──

尾崎 賛美（日本学術振興会特別研究員 DC2／早稲田大学）

本発表では、『純粋理性批判』（以下、『批判』と略記）における「自己認識 Selbsterkenntnis」の内実の究明を目標とする。自己認識の議論は、『批判』のとりわけ第二版において、「自己意識 Selbstbewußtsein」の議論から明確に区別される事柄として打ち立てられた（vgl. B158）。周知の通り、『批判』において一貫して重要なテーマであった自己意識の議論は、「統覚 Apperzeption」との連関において広範に展開される。その一方で、「内的感官において現象する自己を経験的に認識すること」（vgl. B156; B158）をその旨とする自己認識の議論は、その具体的な内実が明確にされていないどころか、そもそも「自己が現象するということがいかにして可能であるのか」、あるいは「“現象する”とされる“自己”とはいかなるものであるのか」、という根本的な問題をはらむ。

管見の限りほとんど顧みられてこなかったこの問題の根深さは、実はカントが論じる自己認識論そのものを考察対象にするだけでは明らかにならず、むしろ、カントにおける自己意識の問題、あるいはカントが語る「自我」の内実を見極めていくことによって明確になる。我々の日常的な直観に反し、カントの論じる自己意識の内実をつぶさに検討するならば、それは「個別具体的な私」についての意識などではまったくなく、むしろいっさいの経験的な規定性を欠いた「存在する」という非明示的な意識に過ぎないことが示される。つまりカントの論じる自己意識の構造においては、「意識される自己」が（外的な諸事物のように）そもそも明示的には捉えられない。もちろんこうした自己意識は、統覚の議論との連関において、意識（思考）の「自発性の作用」を示す「私は考える Ich denke」（vgl. B131f.）として言表される。しかしながら、この「考える私」をカントはあくまでも判断の際の意識の形式における主語、すなわち「論理的な主語」（A350）に過ぎないものとして位置づけるため、カントにおける自己意識は、その意識において反省されるべき思考対象としての「私」を、なんらか確たるものとして前提するような構造をもたない。

こうした事情を踏まえれば、現象すべき自己はそもそもどのようにして想定され得るのかという先の根本的な問題が必然的に生じ、それゆえカントの議論に則そうとするがために、自己認識を論じる余地がなくなるのである。にもかかわらず、カントは自己認識を、自己意識との相違を明言するほどにはっきりとした意図をもって論じる。

そこで本発表はまずカントが論じる自己意識の内実を検討し、そこから得られた論点（すなわちカントにおける「自己意識」とは「自己（の存在）意識」であるというテーゼ）を足掛かりに、この「存在意識」がいかにして経験的に規定され、それが認識されるべき「私」（つまり「自己」）としてみなされるのかという観点から、カントの自己認識論を検討する。また最終的には、認識される自己とは、何らかの事物のように存在するものではなく、むしろこの自己認識を遂行する意識プロセスそのものが、認識されるべき「自己」を産出するという点から、自己認識の内実を明らかにする。

Kant’s theory of Self-knowledge: as it relates to his theory of Self-consciousness

ヘーゲルのカント批判を再考する――知的直観と哲学の方法――

山蔦 真之（名古屋商科大学）

カントに対するヘーゲルの批判はしばしば、とりわけカントに立脚する人々からは、カント以前の古い形而上学への退行として捉えられている。カントが「破壊」したはずの認識批判に基づかない形而上学へと再び立ち戻ってしまったヘーゲル。――このような見解はカント研究者だけではなく、ヘーゲルを「悪しき形而上学」の代表として批判する立場、たとえば分析哲学の潮流においても広まっているものである。実際のところ、「物自体と現象」「存在と実在性」「理論哲学と実践哲学」といった諸テーマにおいて、カントの立場からすればヘーゲルは、批判哲学の功績を無視する形でその哲学を展開しているように見える。

本発表が主題とする「知的直観 intellektuelle Anschauung」についても事態は同様であるように思える。若き日の著作『フィヒテとシェリングの哲学体系の差異』（1801）や『信と知』（1802）においてヘーゲルは、フィヒテやシェリングの哲学の原則を知的直観と見定めた上で、とりわけシェリングの立場につきながら、この直観がカント哲学における主観と客観の分断を乗り越えることを可能にすると主張している。人間の直観を感性的なものに限定する批判哲学の図式からすれば、カント以降の世代によるこのような思想は、人間の有限性からの逸脱以外のなにものでもなく、それは批判哲学以前の形而上学への退行とも映るだろう。しかし、ことヘーゲルについて言えば事情はやや複雑である。というのも、『精神現象学』（1806）以降のヘーゲルは、かつて傾倒していたシェリングから離反するとともに、その哲学原理である知的直観をも批判するようになるからである。とはいえそれは、ヘーゲルが批判哲学の枠組みを受け入れ、カントに戻ったことを意味しない。ヘーゲルにあってはなお、物自体の想定は批判され、主体の客体の統一が目指される。そのため、文面上はヘーゲルが知的直観を批判したものの、その内実は保持されているとする研究者（B・ロンゲネス）や、形を変えているとする研究者（J・マッカバー）がいる。また、知的直観に近い内容を持った「直観的知性 intuitiver Verstand」という概念もヘーゲルは使っているが、両者の区別を重視する論者(E・フォルスター)もいる。

本発表ではこういった背景から、知的直観を通じ、カントとヘーゲルの比較を試みる。知的直観が「ポジティブな意味でのヌーメノン」(KrV B307)を対象とするため、ことは物自体をめぐる争点に関わり、またこの直観が「それ自身を通して直観の対象の存在が与えられる」(KrV B72)ものであるため、発表の射程は、事物の存在、存在と当為の関係、そして哲学のあり方そのものにも及ぶだろう。

Reconsidering Hegel’s Critique of Kant
– Intellectual Intuition and the Method of Philosophy–

カッシーラーはどのような観念論者か――『シンボル形式の哲学』を中心に――

岩本 智孝（大阪大学）

E・カッシーラー(1874-1945)は、新カント派をその出自とし、哲学のみならず、言語学、自然科学、神話学を総覧しながら、独自の「シンボル形式」の哲学をうちたてた。カッシーラーは、経験論や観念論といった哲学史の系譜をよく把握していたが、自らの哲学的立場をはっきりと表明することはあまりなかった。数少ない例として、イエール大学のセミナー「言語と芸術(2)」(1942)にて、カッシーラーが自らの立場を、しばしばそうだと誤解される主観的観念論ではなく、経験的実在論であると表明していることが挙げられる。また、ロンドンのワールブルク研究所での講義「文化の哲学としての批判的観念論」(1936)では、ヘーゲル的な思弁的観念論よりも批判的観念論を評価している。さらに遡って、前期の著作『実体概念と関数概念』(1910)では、実在論と共存するものとしての批判的観念論が数ページではあるが論じられている。

以上の例から、カッシーラーはカント的な批判的観念論（と経験的実在論のセット）を採用しているように思える。だが、肝心の主著である『シンボル形式の哲学』(1923-1929)（以下、PhsF）では、カッシーラーの立場は明確には述べられていない。それゆえ、PhsF は、上記の例とは打って変わって、読み方によってはヘーゲル的な思弁的観念論との近接性を感じさせるものとなっているのである。事実、PhsF の序論にてカッシーラーは、哲学的観念論の根本原理によって、精神のすべての形式が一つの論理的形式のうちに中心を見いだすことが必然的に要求される、というヘーゲル的な発想を評価している。ただし、カッシーラーによれば、それでは不十分であり、精神の個別的な諸形式の歴史的な詳述もまた同時に要求されなければならない。つまり、カッシーラーは、ヘーゲルの体系において、普遍性のうちに個別性が消失してしまうことを批判しているのである。また、その反対に、個別性に没頭し、普遍性への帰路を見失うことをもカッシーラーは諫めている。この PhsF の精神の諸形式の厳密な体系学の要求という側面、あるいは晩年の諸講義から読み取るに、カッシーラーを主観的観念論者に数え入れる人がいることは、やむを得ないことのように思えるし、カッシーラー本人の意図の尊重を一旦オミットするとすれば、一概に誤読とも言えないだろう。

本発表では、以上の経緯を踏まえ、PhsF を中心に、カッシーラーの観念論がどのようなものなのかについて、なぜ〈誤読〉が生まれるのか、カッシーラーが「観念論」という語をどのように用いているか、といった観点から探ることを目標としたい。特に後者の観点については、カッシーラーの講義録集『象徴・神話・文化』(1979)の編者である D・P・ヴィリーンが同著において、カッシーラーは「観念論」を「理念の哲学」という意味で用いていると指摘していることにその導入の動機があり(p.65)、その指摘が正しいのかを含めて検討したい。

Was für ein Idealist ist Ernst Cassirer? Hauptsächlich von *Philosophie der symbolischen Formen*

価値哲学と政治思想史研究──南原茂、丸山眞男、福田歓一──

田渕 舜也（慶應義塾大学）

丸山眞男によれば、南原繁はヘーゲルにかぶれる丸山に対して、こう語ったという。「君、見たまえ。頑張っているのは、みんなカント派だ。ヘーゲルをやっているやつは、みんなナチにいかれてしまったんだ」。新カント派ハインリッヒ・リッカートの価値哲学に立脚して「政治哲学」を構築した南原の発言であることから、ここで言われている「カント」とは、専ら新カント派のことを指していると考えられてきた。少なくとも日本においては、価値哲学に基づく「文化主義」を担った桑木厳翼や左右田喜一郎などの活躍もあり、新カント派は自由主義的な性格をもつ哲学だと見なされてきた。しかし、驚くべきことに、ある研究者が指摘するには、リッカートは晩年にナチスを支持することになる。つまり、ドイツ本国の価値哲学と日本におけるそれとは、その果たした社会的機能が異なっているのである。価値哲学を用いて「政治哲学」を構築した南原は『国家と宗教』（1942 年）においてナチスを批判した一方で、リッカートはそのナチスを擁護することになった。

本発表の目的は、この対照的な帰結を招いた原因を探った上で、南原による価値哲学の改鋳が後の政治思想史家にどのような影響を与えたのかを見ることにある。二つの要因が南原とリッカートの違いを生み出したと考えられる。一つは、ナチス台頭以前からリッカートが政治的・経済的観点から高く評価していたフィヒテの理念、つまり、民族主義と社会主義との結合をナチスが体現しているとリッカートは見なした一方で、南原はナチスをむしろフィヒテの理念あるいはヨーロッパ文明そのものからの逸脱であると見なしたことである。リッカートはナチスを国家社会主義（Nationalsozialismus）の枠内で考えた一方で、南原はより広い観点──ヨーロッパ文明あるいは正義という価値──からナチスを批判した。二つは、南原がその価値哲学を内村鑑三に由来する自身の信仰と一体化させることで、価値の分析に専ら議論を限定するリッカートの価値哲学よりも遥かに現実に対する実践的な批判性を備えた「政治哲学」を構築したことである。リッカートの「第三領界」（Das dritte Reich）に南原が導入した「意味批判」という実践的な契機が、南原の現実批判性を担保したことを示す。そして、この批判性がナチスのみならずハイデガーや田辺元にまでおよんでいることも指摘し、彼らの哲学を意識して南原は自身の「政治哲学」を構想したことを明らかにする。

また、実践的な意味合いを持つように改鋳された価値哲学は、南原の二人の弟子を通じ、その後の政治思想研究の方向性に多大な影響を与えていく。南原の後任となった福田歓一は、南原の価値に基づいた「意味批判」に代わって、現実に対する批判性を社会契約論に見出し、「政治哲学としての社会契約説」を打ち出す。一方で、丸山眞男は南原の「政治哲学」への反発から、ヘーゲルの弁証法や田辺元の「種の論理」、そしてマンハイムの「存在被拘束性」を受容し、最終的に「歴史意識の「古層」」を発見するに至る。

近代日本における、価値哲学受容の多彩なバリエーションの一つを、本発表を通じて示すことができるはずである。

On the Relationship between the Philosophy of Value and the Study of the History of Political Thought in Japan: Nambara Shigeru, Maruyama Masao and Fukuda Kan'ichi.

日本カント協会第 45 回学会
一般研究発表（ルーム C）

カントにおける道徳法則の位置づけについて

柳田 詩織（東京大学）

本発表は、カントが実践哲学において、道徳法則を「普遍的／純粋な実践的法則」であると同時に「叡知的／超感性的自然の法則」と述べたことに着目し、道徳法則がなぜこのような法則と呼ばれるのか、これが感性界における格率や行為といかに関わるのかについて考察するものである。

カントの叡知界／感性界というこの二世界の枠組みは、ひろく言えば物自体／現象に対応し、カントの超越論的観念論の構想とかかわるものである。有限な理性的存在者にとっては不可知であるとされるこの物自体が、それでも現象の背後に存在するのか、あるいはいかにして想定されうるのかに関しては、『純粋理性批判』の様々な箇所にカントが一見整合的ではない記述を残したことから論争が続いている。

一方で第三アンチノミーの解決や実践哲学においては、この二世界は、行為主体ならびに行為が二つの異なる観点で捉えられることで両立するという、二観点解釈（あるいは二側面解釈）が主張されてきた。Beck や、近年では Korsgaard や Allison がこの立場を取っている。つまりカントにおいて自由がどのようにして認められ、自然法則に支配される感性界と両立しうる（或いはしえない）のかという問題の解決のためには、有限な理性的存在者の行為が自然法則の連関の中での出来事であると同時に、まさにそのひとが行った行為であるとも示されなければならない。そこでこの解釈は、ある事態が出来事であるか行為であるかは、二つの異なる観点のうちのどちらで捉えられるかに依るとするのである。

この解釈は、有限な理性的存在者に対してこれを認識の対象として捉えるか、行為者として捉えるかにかんして区別するものである。たほうでカントは道徳法則そのものにもまた、物自体の次元である叡知界を割り当てているが、この記述はあまり注目されてこなかったように思われる。本発表は道徳法則がこの二世界にいかに関わっているかを、主に『実践理性批判』「純粋実践理性が有する原則の演繹について」と「純粋な実践的判断力の範型論について」を参照することで検討する。くわえて、道徳法則をつうじてのみ認められる叡知界の概念は、カントの批判哲学の展開とも関係する。こうした観点から、本発表では最後に、カントの批判哲学全体における道徳法則の位置づけを見とおしてみたい。

The moral law in Kant's practical philosophy

日本カント協会第 45 回学会
一般研究発表（ルーム C）

カントの神聖性概念の再検討

中野 愛理（慶應義塾大学）

周知の通り、徳と幸福とはカントの倫理学において最高善の概念を構成する二つの要素である。しかし、神聖性 Heiligkeit と浄福ともまた最高善を構成する要素であることは、当該研究ではさほど重要視されない傾向にあるように思われる。それは、H. E. Allison の指摘する通り、神聖性とは人間には達成し得ない目的であるにもかかわらず、カントが神聖性と、人間が徳の完全性へむけて無際限に道徳的努力を続けることとを同一視することが理論的飛躍に見えることに起因する。（*Kant's Theory of Freedom*, 1990）J. Bojanowski によれば、道徳的努力はその最高の度においても神聖性と同一でありうることはない。（"Life without Death," *The Highest Good in Kant*, 2016）神聖性の概念に関するこうした問題を受けて、最高善の研究では、ロールズの弟子筋を中心に、人間が実際に関わりうる、世界内での道徳的努力、すなわち徳に焦点が当てられる傾向にある。（e.g. A. Reath, Th. Pogge）しかしながら、神聖性は徳の考察によって不要となりうるような追加物ではなく、J. Mariña の指摘する通り、最高善の概念にとって不可欠の要素である。（"Making Sense of Kant's Highest Good," *Kant-Studien* 91, 2000）

以上の研究状況を踏まえ、本発表では神聖性の概念を「原型 Urbild」という観点から再検討し、神聖性が達成不可能でありながらも常に人間に対して基準として知られているという事態から、神聖性の持つ役割を解明したい。

先行研究では主に神聖性の達成不可能性という特性が論じられてきたが、これに対し、まず、神聖性の概念が三つの側面を持つことを明らかにする。神聖性のそれぞれの側面は内的に連関しあっているが、第一に、神及びその意志が持つ性質、第二に、道徳法則や格率が有する性質、第三に、人間が原型として予め知っている理念として区別されうる。第三の側面に関してカントは次のように述べる。「道徳の神聖性は、理性的存在者に、今生においてすでに基準として示される〔…〕。なぜなら、神聖性は常に、あらゆる状況において、理性的存在者の振る舞いの原型でなければならないから」（KpV 5:128f.）である。この区別を用いることで、神聖性は Allison の指摘するような単に達成不可能な目的であるだけでなく、原型として予め我々に知られている理念でもあると示したい。

次に、神聖性が我々に予め知られているにもかかわらず、神聖性を体現した「実例 Beispiel」が道徳的行為のために有用であるということが何を意味するのかを検討する。『たんなる理性の限界内の宗教』では、キリストが、人間が神聖性を達成したケースとして扱われるが（Rel 6:82 等）、このような実例の有用性は、我々人間にとって既知の神聖性の概念が十全な仕方では与えられていないのではないか、との疑義を生む。この疑義に対して、私は否定的な回答を与えるよう試みる。その際には、A. W. Wood の最新の研究を踏まえて論じたい。（A. W. Wood, *Kant and Religion*, 2020）

以上の神聖性の概念の再検討を通して、神聖性の直面する達成不可能性の問題に一つの提言を与えたい。

Reconsidering the Concept of Holiness in Kant's Ethics

日本カント協会第 45 回学会
一般研究発表（ルーム C）

カント哲学における道徳的〔自己分岐〕の諸相
──Beispiel 概念の二義的使用法を追跡しつつ──

森 良太（上智大学）

我々は何らかの道徳的な価値の対象となる自己を想定するとき、常識的にはかかる自己をひとりの自己として見做しているはずである。ところが 18 世紀の哲学者カントは我々自身の道徳的な価値判定のあり方については、その対象となる自己を人間能力に基づく複数の観点として〔自己分岐〕させることを前提にして考える。そして複数に〔分岐〕した自己観点間の何らかの交流の結果によって、統一的な道徳判定がなされることになる。たしかに自己に関わる統一的な判定を成立させる限りにおいては、〔自己分岐〕という概念の設定はひとつの有効な手法ではあるだろう。だがこうした特異な判定様式を経ることによって、我々はカントの道徳哲学にどのような特異性を見出すことができるのであろうか。

そこで本発表ではかかる〔自己分岐〕の観点を①〈優越〉、②〈調停〉、③〈照合〉の三類型に順次的に区分した上でその推移を追い、カント哲学における道徳的判定の意義を考究してみたい。この企ては以下のプロセスですすめられる。第一に、『道徳形而上学の基礎づけ』(1785 年)における感性的自己と理性的自己に分かれた〔自己分岐〕の実態を指摘する。その上で、理性が感性に〈優越〉する立場から道徳的価値が判定されるあり方を〖狭義の理性〗の観点として確認する。第二に、『純粋理性批判』(1781 年/1787 年)および『実践理性批判』(1788 年)にて述べられる、感性的自己と理性的自己の〔自己分岐〕を〈調停〉する「第三の場」の観点に着目する。そして〔分岐〕した自己のうちに、両自己の「同種性」をみる「判断力」による道徳的判定の可能性を探る。第三に、『たんなる理性の限界内の宗教』(1793 年/1794 年)に依拠しつつ、〔自己分岐〕が理性的自己の内でのみで自己完結的に生じることを論じる。さらにそこでは理性による理性自身への〈照合〉がなされるが、これを「良心」という〖広義の理性〗の観点からの判定として見定める。

こうした〔自己分岐〕の観点の変遷を辿ることにより本発表では、〖狭義の理性〗の〈優越〉性が、〈調停〉段階を経由して〖広義の理性〗の〈照合〉形態のなかに根拠づけられることを提示する。そしてカントの道徳哲学の特異性を、〔分岐〕した理性による自己復元的な統一過程の内に見出すこととしたい。

さらに本発表では以上の考察への並行的アプローチとして、Beispiel という概念の二義的な使用法を追跡し、〔自己分岐〕の観点の変遷をひとつの概念上で裏付ける試みを行う。そして、かかる概念の二義性が一義的に収斂されることを提示できれば、複数に〔分岐〕した自己観点が最終的に一元化される有様が概念上で明瞭となるであろう。

Aspects of Moral “Self-Branching” in Kant's Philosophy
– Tracing Usage of Two Meanings in the Concept of Beispiel

カントにおける市民の有徳さと国家

石田 京子（慶應義塾大学）

本共同討議は、カント哲学において政治的共同体の市民たちにどのような道徳的・倫理的な性質や有徳さが要求されていて、それが道徳的・政治的目的（共和制国家や永遠平和）の実現にとってどのような役割を果たすのかという問いを主題とする。このテーマ設定の下で、斎藤拓也氏と石田がそれぞれカントのテクストを検討し、互いの見解を比較することを予定している。

個々人の善構想を尊重することを重視する欧米の民主主義国家においても、シティズンシップ教育などの道徳教育が健全な民主主義の維持のためには欠かせないと今日考えられている。しかし、カントにおいてはそのような市民的徳性は少なくとも『道徳の形而上学』では要求されているようには思われない。その理由の一つとして、カントが法（Recht）を倫理（Ethik）から独立させていることが考えられるだろう。心情や動機などの心の内面のよさは、たとえ法義務の履行が論じされている場面であっても、法ではなく倫理の問題だとカントは言う。

先に、「市民の有徳さは、理念的国家（共和制国家）の実現にとって必要か」という二つ目の問いに関して言えば、カントは多くの箇所で、とりわけ 1790 年代の著作において市民の有徳さの必要性を否定しているように思われる。そして、その理由も多岐にわたっている。たとえば、１）自然（摂理）が永遠平和という政治的最高善を実現するのであって、個々の人間が何を望むかは関わりない、２）よい制度がよい市民を育てるのであって、その反対ではない、３）すべての人が個々に同じことを望むことと、共通の意志が一つのことを望むこととは、互いに異なる、４）共和制と専制の違いは、個々人の有徳さの問題に還元されない、などがあげられる。

「国家は市民が有徳な人になるために必要か」という問いについても、カントは否定的に解答するだろう。たしかに、国家の存在が道徳的素質の展開に寄与することがありうることを、カントは『永遠平和のために』などのいくつかの箇所で認めているように思われる。しかしそれはあくまで国家の本質的な役割ではなく、国家の強制力によって行為の適法性が実現された状態が人々の心情に与える副次的効果であるにすぎない。

カントにおいて、国家は権利を保障する機関であって、その目的は市民の有徳性を涵養することではない。また、有徳な存在者になることが義務であったとしても、人々は理想的国家の実現のために有徳になるようには求められないのである。

Die Tugendhaftigkeit der Bürger und der Staat bei Kant

普遍性と党派性──カントがパトリオティズムについて語るとき

斎藤 拓也（北海道大学）

18 世紀の思想家であるカントは、モンテスキューやルソーのように法と政治について議論を展開し、共和制の重要性を論じた。しかし、カントは特に政治的な意味での徳について雄弁に語っているようには見えない。徳論における徳は、戦闘的な意味をもつものではあるが、道徳的な意味での徳であり、そのまま政治的な意味での徳であるわけではない。カントはそのような議論をまったくしていないのだろうか。

カントは 1780 年代以降特に公共体や市民社会（政治社会）という言葉を公刊された論文の中で使用し、既存の宗教的権威や政治的権威がそのままで認められるものでは必ずしもないことを強調するようになる。これは「啓蒙とはなにか」（1784 年）にとりわけ顕著にみられる問題意識である。理性を用いて先入見から脱却することを説く啓蒙の試みは、18 世紀後半に至ってその行き過ぎが国家体制にもたらす混乱が弊害としてつとに指摘されるようになっていた。このような中で、「啓蒙とはなにか」という問いは、啓蒙のあるべき行方を省察することを迫られたブランデンブルク・プロイセンの啓蒙主義者たちを捉えて離さないものであった。啓蒙を推進することと愛国的であることが両立するかどうかが問われていたのである。

カントは、啓蒙を通じて「思考様式（Denkungsart）の真の改革」がなされることを求めた。「自分自身で考える」ことによって、考え方そのものが変わることが必要だと考えたのである。この思考様式の概念が、法と政治に関して登場するのが『理論と実践』（1793 年）の第二部「国法に関する理論と実践」である。このテクストでは、専制ではなく祖国的統治を求める主張のなかで、不当な統治と正当な統治の区別をしたうえで、支配者（国家元首）に限らずもつべき思考様式が「祖国的（patriotisch）」と呼ばれている。

カントの政治哲学において、法（的体制）と倫理をつなぐものとして、「思考様式」はある種の闘争的概念として用いられている。『理論と実践』での用法からは、国家（市民的体制）の理念に現実を関係づけ、接近させる政治的な立場（党派）の正しさを明らかにするために「思考様式」という表現が選び取られていると言えるのではないだろうか。報告では同時期のパトリオティズムに関する言説と比較することによって、カントの政治的含意を明らかにしたい。

Kant über patriotische Denkungsart

「批判哲学」と「超越論的観念論」の連続性と不連続性

田端 信廣（同志社大学）

ラインホルトの『人間の表象能力の新理論詩論』(1789 年)、ないしは『哲学者たちのこれまでの誤解を是正するための寄稿集 I』(1790 年)から始まった「ドイツ観念論」の運動は、カントの理説にしたがって、だがカントよりメタ・レベルで、「表象」(あるいは「知」)の超越論的基礎づけを推進しようとした。フィヒテは、この哲学的原理のメタ・理論化をさらにもう一歩推し進めた(「意識の事実」から「事行」へ)。

この基礎づけ運動は、カントが重視した「経験の大地」からの離陸を必然的に伴っていた。純化された「超越論哲学」にとって、もはや「経験の可能性の制約」ではなく、その「制約の制約」こそが問題であった。いわゆる「客観的実在」が「主観」にどのように受け取られるかではなく、それを受け取る「能力」自身が「自我」の根源的能動性からどのように導出されるか、が問題であった。その究明は一見、「知」や「表象」の「内容」を欠いた、自我の諸「形式」の自動展開のような様相を呈する。

1799 年 8 月カントは、「知識学」が「知」の「客観的実在性」を欠いた「論理学」にすぎないとの批判「声明」を初めて公にした。だが、カントのこの批判は一周遅れの感が否めない。「内容」なき「形式」的原理という批判は、すでに十年ほど前にラインホルトの理論に対してよせられていたし(レーベルク、シュミート)、フィヒテに対しては、「形式」から任意の「内容」をひねり出すとか(シュミート)、あるいは「知」のうちの実在性すべてを抹殺する「ニヒリズム」だ(ヤコービ)という批判が浴びせられていたからである。興味深いことに、カントの批判の一年後、今度はシェリングが「知識学」は実質を欠いた「論理学」のようなものだと、カントと瓜二つの異論をフィヒテに申し立てるようになる。

これに対して「超越論的観念論」の側は、カントの言う「客観的実在性」が二重の源泉をもっており、それゆえそれが「超越論的なもの」と「経験的なもの」との「循環」的根拠づけによってしか成立しない点を批判している(1797 年、ラインホルト)。

かくのごとく、「知」の超越論的根拠づけをめぐる「内容」と「形式」の問題、あるいは「客観的実在性」の問題は、「批判哲学」と純化した「超越論的観念論」の距離を測る重要な試金石となっている。そして、批判の応酬は複雑に交差している。提題では、この問題を軸に、両者の連続性と不連続性を論じてみたい。

Kontinuität und Diskontinuität zwischen kritischen Philosophie und reinen transzendentalen Philosophie

批判と体系：カントと初期ドイツ観念論の差異

内田 浩明（大阪工業大学）

ドイツ観念論とは一般に、あるいは勝義にはフィヒテ・シェリング・ヘーゲルの三人（の哲学）を指す。カントとドイツ観念論との最大の違いは哲学の「体系化」（共同討議の提題者である田端信廣氏の表現を借りるならば、「メタ理論化」）であろう。フィヒテの「知識学」がカント哲学の批判的検討なくしては成立しえなかったのと同じく、フィヒテ哲学の受容と批判なしには 1800 年以降のシェリング哲学やシェリングとの共闘から批判への展開なしにはヘーゲル独自の哲学も生まれなかったであろう（もとより、かつて『ドイツ観念論の展開』で R.クローナーが直線的・発展史的に論じたのとは異なり、ドイツ観念論の展開の実情はより複雑で相互影響的である）。同様に、カントとドイツ観念論との間には、ヤコービやラインホルト、G.E.シュルツェの『エーデムジムス』、J.S.ベック等の思想が存し、それらを含めて広義におけるドイツ観念論が成立することもまた確かである。

本発表の前半では、『カント哲学についての書簡』によって結果的にカント哲学の普及に貢献したと目されるラインホルト、なかでもカント批判への論調を強める（『哲学知の基底について』と『寄稿集 I』を中心とした）「根元哲学（Elementar-Philosophie）」への展開と、カント・ラインホルトの双方を批判しているシュルツェの『エーネジデムス』の要点をまずは彫啄する。そのうえで、これに対してカントが「書簡」や『オプス・ポストゥムム』において、どのような反応や叙述を残しているのかを確認したい。

発表の後半では、カントが構築したのは、あくまで「予備学」としての「批判」のみであり体系を構築しなかったとする、哲学全体の「体系化」の問題について、その象徴とも言える『エアランゲン文芸新聞』における J.G.ブーレの『超越論哲学の構想』に端を発する、「超越論哲学者の創始者は誰か」という問題、カントの「フィヒテの知識学についての声明」に対するフィヒテとシェリングの見解を瞥見する。それに対して、老齢のカントがどのように応答したのかを見ることにより、「共同討議」の問題提起としたい。

Kritik und System: Unterschied zwischen der Philosophie Kants und dem frühen Deutschen Idealismus

認識論と論理学――認識の論理に関する近代日本哲学の多様性

大橋 容一郎（上智大学）

言わずもがなのことだがカントの理論哲学は、たとえ目標として新しい形而上学を目ざすものであっても、その「分析論」自体は対象認識の理論としての「認識論」であり、その中核にあるのは認識の論理としての「超越論論理学」である。それは、一般(形式)論理学でも経験心理学の論理でも、経験からの帰納論理学でもないが、しかし形式論理のカテゴリーを使用し、統覚という心理学的概念を根底におき、経験からの出発を標榜していた。また 19 世紀末以降の新カント学派は、カントのそうした論理の特徴を受容しつつ心理学主義の学問論に対抗する、論理主義の特徴を有していた。これらの点に関する機微は今日でも、カントや新カント主義の解釈の大きな論点となっている。

ところでそうした西欧の論理学は明治初期、カントの理論哲学および認識論は明治 20 年代、新カント学派の哲学は大正元年前後に、それぞれ日本に移入された。その際、『純粋理性批判』の日本における最初の解説書『標注韓図純理批判解説』（明治 29 年）を著した清野勉は、船山信一によれば、「明治論理学史における最大の帰納法論理学者」でもあった。東京大学で初めて「知識論（認識論）」を講じた中島力造は、論理学は認識論のような哲学でなく思惟の科学である、と主張する。中島を継いだ講座で認識論を講じ、カント哲学と新カント学派に関する大正期の代表的な解説者である桑木厳翼は、認識論を論理学の基盤とする一方で、一般論理を形式論理だと見なすのはカントの誤りだとも述べる。いずれの見方の中にも、単純なカント解釈では割り切れないような、認識と論理との捻れた関係が見られるように思われる。

本提題では、近代日本哲学の中での認識論と論理学の受容史を参照しつつ、両者の関係、およびそれを通じたカントの認識の論理への理解という問題をあらためて掘り起こしてみたい。

【参考文献】

西周『致知啓蒙』（明治 7 年）
清野勉『帰納法論理学』（明治 22 年）
清野勉『標注韓図純理批判解説』（明治 29 年）
中島力造抄訳『ラッド氏認識論』（明治 23 年）
桑木厳翼『哲学概論』（明治 33 年）
舩山信一『明治論理学史研究』（昭和 41 年）

Erkenntnistheorie und Logik – Die Vielfalt der modernen japanischen Philosophie in Bezug auf die Logik der Erkenntnis

日本におけるカント受容第三の経路

平山 洋（静岡県立大学）

本学会で「カントから日本文化へ」という個人発表を行ったのは、ちょうど 20 年前の 2000 年 11 月、山形大学においてだった。その結論は、①日本にカントの思想をもたらしたのは西周である、②1877 年の東京大学開設後は、はじめはフェノロサ・ブッセ・ケーベルらお雇い外国人教師により、後には井上哲次郎や中島力造ら留学帰国組によって大西祝や西田幾多郎へと伝えられた、③西周が当初関心の中心に据えていた永久平和論は中江兆民や南原繁へと引き継がれて、ついには戦後の南原による全面講和演説に結実している、というものだった。

今回の発表は前回不十分だった点を補う形で、とくに大西のカント受容に焦点をあてる。前回は触れなかったが、大西は東大進学前の同志社ですでにカントについて学んでいた。それは①永久平和論の作者としてのカント（国際政治上の関心）、②三批判書の作者としてのカント（講壇哲学的関心）、のいずれでもない、③宗教思想家としてのカント（神学的関心）とでもいうべきアプローチで、カント受容史上、管見のかぎりこれまで一度も言及されていない事実である。

昨今の大西ブームでも、対象とされる時代は東大入学以降のことで、同志社神学科で何を学んだかについては、資料的制約もあってほとんどなされていない。そこで発表者が重要と考えるのは、大西が在籍していた時期に使われていた山崎為徳著『天地大原因論』という自然神学の教科書である。1881 年の刊行だが、そこにカントの言及がたった 1 か所だけある。その原文は以下の通り。

「独逸理学士カント云ヘルアリ。曰ク『天地間物質アリ且上帝アリトセバ予能ク天地造化ノ術ヲ論究シ得ベシ。然レドモ天地間只物質ノミトアリトセバ予更ニ一小虫造化ノ方ヲモ理解スル事能ハズ』ト。」

調べた限りでは印刷された著作（西周のノートを除いて）で、カントの名前がプリントされているのは、『明六雑誌』（1873）掲載の西の論文の次となっている。ご覧の通り「神の存在証明」について、神の不存在は証明できない、という文脈で引用されている。『天地大原因論』の引用書目にカントの著作は見当たらず、またこの引用と正確に一致するカントの著述にもめぐり逢えていない。

カントは若い時に神の存在証明を試みて結局断念し、いわゆる要請の神へと立場を移したわけだから、記述自体に間違いがあるわけではないのだが、なぜ若き神学者山崎はその議論を使ったのか、また、その知識をどこから得たのか、興味深い問題ではある。

The third pathway of Kant's acceptance to Japan

桑木厳翼とカント哲学──「復興の哲學」（1924 年）再読──

宮島 光志（富山大学）

本提題では「桑木厳翼と社会哲学」について論じてみたい。特に「カント生誕 200 年」に当たる 1924 年という時機にスポットを当て、桑木厳翼（1874-1946）が関東大震災（1923 年 9 月 1 日）の直後、帝都復興の只中でカント哲学に何を期待したかを考察する。提題の流れは、まず桑木の生涯を瞥見し、中間部では桑木のカント研究を代表作『カントと現代の哲學』（1917 年）に即して大まかに特徴づける。そして最後に、これから 2024 年（生誕 300 年）に向けて、私たちはいまカント哲学に何を期待しうるか、あるいは期待すべきかについて、桑木の「復興の哲學」を踏まえて私見を述べたい。

すなわち、関東大震災は自然の猛威に対する人間の脆さを見せつけ、その後、社会的混乱を通じて人間の醜さを露呈することになった。それに対して桑木は、カントを引き合いに出して、人間本来の理性的な在り方（人格）を取り戻し、さらに高めていく必要性（文化的な社会の実現）を説いた。しかし、私たちはいま、他方で、むしろ人間の根源な脆弱性に目を向ける必要性に迫られている。そうした人間観の刷新をカント哲学に期待しうるかについて、この機会に意見交換できたら幸いである。

［提題の全体構成］

はじめに―時期と時機のはざまで： 哲学(研究)における「際会」と巡り合わせ
１．カント生誕 200 年の祝祭気分： ドイツと日本を覆った空前のカント景気？
２．先行する新カント学派の隆盛： 講壇哲学の伸展（知の制度化）とその弊害
３．桑木厳翼の学術的カント研究： 講演集『カントと現代の哲學』と文化哲学
４．関東大震災と学術全般の危機： 桑木の「復興」論とカントの「世間」哲学
おわりに―人間の脆弱性と統合性： カントの完全性理念と人間カントのはざま

【引用／参考文献】

桑木厳翼(1917):『カントと現代の哲學』岩波書店
桑木厳翼(1924)：「復興の哲學──カント哲學の現代に於ける意義」東京商科大學一橋會編『復興叢書』4、岩波書店、869-895
船木　祝(2020)：『響き合う 哲学と医療』中西出版
宮島光志(2016)：「桑木厳翼とカント──〈性格〉を哲学する」石川県西田幾多郎記念哲学館編『点から線へ』65、86-108
宮島光志(2019)：「文化と価値──ヴィンデルバントの遺産」『理想』703、22-36
宮島光志(2019)：(書評)「マンフレッド・キューン著、菅沢龍文・中澤武・山根雄一郎訳『カント伝』（春風社、2017 年）」『日本カント研究』20、139-141
宮島光志(2020)：「近代日本哲学と〈知の制度化〉──桑木厳翼の事績を辿る」『理想』704、68-84

KUWAKI Gen’yoku and Kant’s Philosophy:
Re-read the "Philosophy of Reconstruction" (1924)

日本カント協会オンライン学会参加の手引き

日本カント協会第 45 回学会は Web 会議サービス「Zoom」を用いたオンラインによる開催となります。つきましては、学会当日までに以下に記載する事項の準備と確認をお願いいたします。

◆参加登録フォームへの登録と専用ポータルサイト用パスワードの取得

・事前に「日本カント協会第 45 回学会参加登録フォーム」（https://forms.gle/qswGjLLEyv7yfxU56）へ、アクセスいただき参加登録をお済ませください。参加登録フォームへの登録は原則として 11 月 3 日までにお願いいたします。

・事務局が参加登録を確認次第、ご登録いただいたメールアドレスに宛てて、学会専用ポータルサイト（https://sites.google.com/view/45hp/123）へログインするためのパスワードをお送りいたします。

※参加登録フォーム・学会専用ポータルサイトの URL は、当協会のホームページにも掲載しています。併せてご利用ください。

◆インターネット通信環境の整備

学会への参加にあたり、安定したインターネット接続環境の準備をお願いいたします。加えて、以下の機材の準備をお願いいたします。

・インターネット接続が可能な機材（PC、タブレット、スマートフォン等）。

・音声出力機器（イヤフォン、外部接続スピーカー等）。ハウリング防止のため、PC 内蔵スピーカーの使用は推奨いたしません。

・音声入力機器（スピーカーフォン、マイク付きヘッドセット等）。質疑応答に参加する際に必要となります。

・カメラ（PC 内蔵カメラ、ウェブカメラ等）。質疑応答に参加する際には、可能な限りカメラをオンにしてご参加ください。

◆Zoom の利用環境の整備

事前に Zoom アプリケーションのインストールと基本動作の確認をお願いいたします。

Zoom の HP からダウンロード：https://zoom.us/download

◆質疑応答の方法

聴講者からの質疑は Zoom の「手を挙げる」機能からのみ受け付けます。挙手した聴講者の中から司会者が指名をおこないます。質問者は、司会者がミュート機能の解除を指示するのを待って、ご自身でミュートを解除、カメラを可能な限り有効にしてからご発言ください。質疑応答が終わりましたら、Zoom 画面より「手を降ろす」を選択し、再度ミュート設定をおこなってください。

◇**「手を挙げる」機能の使用方法（PC の場合）**①Zoom 画面下部の「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②参加者一覧の下部にある「手を挙げる」を選択すると挙手状態となる。③「手を降ろす」を選択すると元の状態に戻る。

◇**「手を挙げる」機能の使用方法（スマートフォン・タブレットの場合）**①「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②ご自身の名前をタップし、「手を挙げる」を選択すると挙手状態となる。③「手を降ろす」を選択すると元の状態に戻る。

◆受信映像および発表資料の取り扱いについて

・発表者や主催者の許可がない限り、映像の保存、録音は原則禁止となります。

・発表者がチャット機能上で投稿した場合のみ、発表資料の保存および閲覧を許可します。

・2020 年 10 月現在、学会後に各発表の資料を配布する予定はございません。

〈聴講者の方は以下の項目をご確認ください。〉

◆聴講の方法と注意事項

・学会当日はオンラインにて参加をお願いいたします。

・学会専用ポータルサイト（https://sites.google.com/view/45hp/123）にアクセスしてください。この際パスワードが求められるので、事前に日本カント協会から通知されたパスワードを入力してください。学会専用ポータルサイトから、参加を希望する会場（ルーム A・B・C）を選択することで、会場へ入室できます。

・発表会場である Zoom のミーティングルームに入室後、ご自身のマイクがミュートに設定されていることをご確認ください。

・発表会場である Zoom のミーティングルームに入室後、ご自身の画面に表示される情報を「お名前（ふりがな）所属（任意）」を記載したものに変更してください。

◇**表示情報の変更方法** ①Zoom 画面下部の「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②ご自身の登録名の右に表示される「詳細」ボタンから名前の変更をおこなう。

・質問がある場合は、Zoom の「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。司会者が質問者を指名し、ミュート設定の解除を指示するのを待って、ご自身でミュートを解除、カメラを可能な限り有効にしてからご発言ください。質疑応答が終わりましたら、「手を降ろす」ボタンを選択し、再度ミュート設定をおこなってください。

〈登壇者の方は以下の項目をご確認ください。〉

◆発表の方法と注意事項

・学会当日はオンラインにて参加をお願いいたします。

・事務局から事前に発表者用の招待 URL をお送りいたします。ご自身の発表時はそちらから会場に入室してください。

・発表の際には、ご自身のマイク、カメラを共にオンに設定してください。

・発表の際には、ご自身の画面に表示される情報を「お名前（ふりがな）所属」を記載したものに変更してください。

◇**表示情報の変更方法** ①Zoom 画面下部の「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②ご自身の登録名の右に表示される「詳細」ボタンから名前の変更をおこなう。

・発表時間中のミーティングルームの使用方法は基本的に発表者に委ねられます。必要に応じて、発表原稿および資料を Zoom の「画面共有」機能および「チャット」機能から共有して発表をおこなってください。

◇**画面共有の方法**：①あらかじめ共有したい資料を各ソフト上で開いておき、Zoom 画面下部の「画面の共有」ボタンを選択する。②共有可能な画面一覧が表示されるので、共有したい画面を選択し、「画面の共有」ボタンを押す。③「共有の停止」を選択すると画面の共有が終了する。

◇**チャットの利用方法**：①Zoom 画面下部の「チャット」ボタンを選択する。②Zoom グループチャットのタブがひらくので、送信先が「全員」になっていることを確認し、「ファイル」ボタンから共有したいファイルを選択する。

・ご自身以外の発表を聴講する際は、学会専用ポータルサイト（https://sites.google.com/view/45hp/123）にアクセスしてください。パスワードが求められるので、事前に日本カント協会から通知されたパスワードを入力してください。学会専用ポータルサイトから、参加を希望する会場（ルーム A・B・C）を選択することで会場へ入室できます。

・発表時間中に通信関係のトラブルが発生した場合、11 月 15 日中までに事務局（japanischekantgesellschaft@gmail.com）に原稿を提出することによって、本学会にて発表したものと見なします。

・学会の 1 週間ほど前にリハーサルを行います。リハーサルの詳細につきましては、後日ご連絡させていただきます。可能な限りご参加いただきますようお願いいたします。

〈司会の方は以下の項目をご確認ください。〉

◆司会の方法と注意事項

・学会当日はオンラインにて参加をお願いいたします。

・事務局から事前に司会者用の招待 URL をお送りいたします。ご自身の司会時はそちらから会場に入室してください。

・司会の際には、ご自身の画面に表示される情報を「お名前（ふりがな）所属（任意）」を記載したものに変更してください。

◇**表示情報の変更方法**： ①Zoom 画面下部の「参加者」ボタンから参加者一覧を開く。②ご自身の登録名の右に表示される「詳細」ボタンから名前の変更をおこなう。

・会場の実質的な指揮を執っていただくために、司会者には、参加者の管理をおこなうことができる Zoom の「共同ホスト」権を付与いたします。

・質疑応答時間に際して、質問がある方は Zoom の「手を挙げる」機能にて挙手するよう誘導をお願いいたします。挙手の反応がありましたら、指名し、質問者はミュート設定を解除して発言するよう指示してください。

・ご自身の司会時以外の発表を聴講する際は、学会専用ポータルサイト（https://sites.google.com/view/45hp/123）にアクセスしてください。パスワードが求められるので、事前に日本カント協会から通知されたパスワードを入力してください。学会専用ポータルサイトから、参加を希望する会場（ルーム A・B・C）を選択することで会場へ入室できます。

・学会の 1 週間ほど前にリハーサルを行います。リハーサルの詳細につきましては、後日ご連絡させていただきます。可能な限りご参加いただきますようお願いいたします。

◆トラブルが生じた場合（共通事項）

・聴講中に接続が途切れてしまった場合は、再度専用ポータルサイトあるいは招待 URL から入室してください。

・当日のトラブルにかんしましては、日本カント協会事務局（japanischekantgesellschaft@gmail.com）までご連絡いただきますようお願いいたします。ただし個人の通信環境に由来する接続トラブル等には対応しかねます。予めご了承くださいますようお願いいたします。

・個人の事情によらず、当日のトラブルによってミーティングルームが機能しなくなった場合には、「日本カント協会第 45 回学会参加登録フォーム」にご登録いただいたメールアドレスに宛てて、代替用のミーティングルームの URL をお送りいたします。そちらにアクセスしていただき、再度学会へご参加くださいますようお願いいたします。

以上